

料金制度専門会合の構成員の変更について

令和 6 年 9 月 2 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

総務課

(趣旨)

電力・ガス取引監視等委員会運営規程第 6 条第 1 項の規定に基づいて電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）に設置されている料金制度専門会合の構成員を、同条第 3 項の規定に基づき変更する。

主なポイント

電取委に設置されている専門会合の構成員については、委員長が委員及び専門委員の中から委員長が指名することとされている（電力・ガス取引監視等委員会運営規程第 6 条第 3 項）。

今般、料金制度専門会合に指名されていた専門委員が令和 6 年 8 月 31 日の任期満了となることに伴い、横山委員長としては、令和 6 年 9 月 2 日以降の料金制度専門会合の構成員について、別添のとおり、電取委の委員から村松委員及び松村委員を指名する方針である。

また、専門委員から東京大学大学院 経済学研究科 教授の大橋 弘氏、EY 新日本有限責任監査法人パートナーの関口 依里氏、みずほ証券株式会社 エクイティ調査部 シニアアナリストの新家 法昌氏を指名する方針である。

大橋 弘氏は経済学者の中でも電力・ガス分野に対する知見を有しており、関口 依里氏は上場企業を始め企業の監査業務に従事経験等が豊富であり、新家 法昌氏は電力市場に精通したアナリストとして活躍した経験等を有している。

(参考) 電力・ガス取引監視等委員会運営規程 (平成28年9月12日) 20160912電委第3号) (抄)

(専門会合の設置等)

第6条 委員会は、委員会の下に専門会合を置くことができる。

2 専門会合は、委員会の求めに応じ、専門の事項について調査審議を行い、その結果を委員会に報告することとする。

3 専門会合は、委員及び専門委員の中から委員長が指名した者により構成する。

4 専門会合の座長は委員長が指名し、当該専門会合の座長は、当該専門会合の事務を掌理する。

5 専門会合の座長に事故があるときは、当該専門会合に属する構成員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

6 専門会合の座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該専門会合の下にワーキング・グループを置くことができる。

7 第2項から第5項までの規定は、ワーキング・グループに準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門会合」と、「専門会合」とあるのは「ワーキング・グループ」と読み替えるものとする。

(別添)

料金制度専門会合
委員名簿（案）

(敬称略、五十音順)

(座長) (専門委員)

山内 弘隆 武蔵野大学経営学部 特任教授

(委員)

松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

村松 久美子 PwC Japan 有限責任監査法人ディレクター 公認会計士

(専門委員)

安念 潤司 中央大学大学院 法務研究科 教授

大橋 弘 東京大学大学院 経済学研究科 教授

大屋敷 知子 有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士

川合 弘造 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士

河野 康子 一般財団法人 日本消費者協会 理事

新家 法昌 みずほ証券株式会社 エクイティ調査部 シニアアナリスト

関口 依里 EY 新日本有限責任監査法人 パートナー

東條 吉純 立教大学法学部 教授

華表 良介 ボストンコンサルティンググループ マネージング・ディレクター
＆シニア・パートナー

平瀬 祐子 東洋大学理工学部 准教授

※下線が今回追加・変更となる構成員